

2021年4月23日（金）
愛知県経済産業局
（制度概要に関すること）
産業部産業政策課広報・企画調整グループ
担 当 林、土井
内 線 3321、3323
ダイヤル 052-954-6330
（申請方法等に関すること）
中小企業部商業流通課商業指導グループ
担 当 西山、橋本
内 線 3350、3351
ダイヤル 052-954-6336

「愛知県感染防止対策協力金(3/22～4/19 実施分)」の 申請受付の開始について

愛知県は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮^{*}を実施した名古屋市内の事業者に対して、「愛知県感染防止対策協力金(3/22～4/19 実施分)」を交付します。(2021年4月16日発表済み。)

この度、申請受付を下記のとおり開始しますので、お知らせします。

※ 営業時間短縮には、感染症拡大防止対策のため終日休業した場合も含む。

記

1 申請受付期間

2021年5月6日（木）から6月14日（月）まで（当日消印有効）

2 申請方法

申請書等に必要事項を記入の上、必要な書類一式を、レターパックや簡易書留など必ず郵便物を追跡できる方法で、次の送付先まで郵送してください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請方法は、郵送のみとします。

＜送付先＞〒460-8799 名古屋中郵便局留
愛知県感染防止対策協力金事務局 宛

また、申請書及び誓約書の記入については、Web上での書類作成も可能です。この場合、Web上で申請は完了しませんので、郵送で申請書をお送りください。

なお、「愛知県感染防止対策協力金(12/18～1/11 実施分、1/12～2/7 実施分、2/8～3/21 実施分)」を申請している事業者は、直近の提出書類と記載内容が同一である場合に限り、一部の提出書類を省略することができます。

※ 「愛知県感染防止対策協力金(12/18～1/11 実施分、1/12～2/7 実施分、2/8～3/21 実施分)」とは別に受付・審査を行うため、別途申請が必要です。

※ 申請書様式のダウンロード、記入方法、Web 上での書類作成及び一部提出書類の省略等に関する詳細は、以下の愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト（申請方法案内 Web ページ）を参照してください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryokukin9.html>

3 交付時期

審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1 か月程度を予定していますが、申請の状況により変動することを御了承ください。

4 問合せ先（協力金専用コールセンター）

2021 年 5 月 6 日（木）午前 9 時から「協力金専用コールセンター」で問合せを受け付けます。

※ 5 月 5 日（水）までは「県民相談総合窓口（052-954-7453）」で対応します。

※ コールセンターの詳細については、現在調整中です。詳細が決まりましたら、県 Web ページ等でお知らせします。

愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト（申請方法案内 Web ページ）

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryokukin9.html>



愛知県感染防止対策協力金(3/22~4/19 実施分)の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各業界団体等が作成した感染拡大予防のガイドラインを遵守し、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮等を実施した名古屋市内の事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金(3/22~4/19 実施分)」を交付する。

2 対象期間・支給額・対象事業者等

対象期間	2021年3月22日(月)から4月19日(月)まで【29日間】
支給額	1施設1日あたり2万円 最大58万円 (要請に応じた日数分を交付)
営業時間の短縮	午前5時から午後10時までに短縮 ※従前より午前5時から午後10時までの時間帯を越えて営業していることが必要
対象事業者	名古屋市内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者 ＜対象施設＞「酒類を提供する飲食店等」 ※飲食店営業許可が必要 ※大企業も対象
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示

※営業時間の短縮には、感染症拡大防止対策のため終日休業した場合も含まれます。